

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○不適正な会計処理 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和8年3月14日
- (2) 処分の量定 減給10分の1 1月間
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和6年度及び令和7年度において、適正な事務処理を怠った結果、支払遅延を生じさせた。また、公費外会計の管理不十分により所在不明金を発生させた。

○自動車運転死傷処罰法該当（過失運転致傷） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和8年3月14日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 自家用自動車で運転走行中、交差点において、歩道上を進行してくる歩行者等の有無及びその安全を確認しながら発進して進行すべき自動車運転上の注意義務を怠り、被害者の運転する自転車に衝突等させた上、全治約2か月の傷害を負わせる事故を起こした。